

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議について

本年1月に制定した「電力の小売営業に関する指針」は、本年4月から電気の小売業への参入が全面自由化されることを踏まえ、電気の需要家の保護の充実等を図るため、小売電気事業者による需要家への適切な情報提供の方法や営業・契約形態の適正化などについて、業務改善勧告の発動に関する考え方を示すことなどにより小売電気事業者等が電気事業法及びその関係法令を遵守するよう促すとともに、関係事業者による自主的な取組を促すために定められたものです。本指針については、本年4月からの小売電気事業を巡る実態を踏まえ、臨機に見直しを行っていく必要があります。

ついては、「電力の小売営業に関する指針」について、別添の新旧対照表のとおり改定を行うことについて、電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認められることから、電気事業法第66条の13第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。